

## 令和5年度「通年申請タイプ 認定長期優良住宅型」の交付申請の再開について

231218

通年申請タイプ「認定長期優良住宅型」について、令和5年12月22日（金）の交付申請受付終了後、一部の要件を変更し、以下のとおり交付申請の受付を再開いたします。

### ○交付申請書の受付開始時期

|                  |
|------------------|
| 再開後の交付申請書の提出開始日  |
| 令和5年12月25日(月)より※ |

※令和5年12月23日～24日は交付申請書の提出を行う事はできません。

### ○再開後に変更となる主要件

- ◎全体設計承認申請（2カ年申請）の申請再開はございません。  
既に住宅登録済みの住宅であっても、全体設計承認の申請はお受けできません。
- ◎再開後は、認定長期優良住宅型、評価基準型を合わせた執行予算となります。
- ◎申請には、補助金交付申請等マニュアル Ver3.0 を用いてください。

### ○事業者登録の期限

|                  |
|------------------|
| 再開後の事業者登録期限      |
| 令和6年2月5日(月)18時まで |

### ○住宅登録の期限

|                   |
|-------------------|
| 再開後の住宅登録期限        |
| 令和6年2月19日(月)18時まで |

### ○交付申請書の提出期限

|                  |
|------------------|
| 延長後の交付申請書の提出期限※: |
| 令和6年2月29日(木)     |

※: 予算の執行の状況等によっては申請期限を短縮する場合があります。

### ○完了実績報告書の提出期限

|              |
|--------------|
| 完了実績報告書の提出期限 |
| 令和6年3月15日(金) |

※ 完了実績報告書は上記期限の前であっても工事完了後1ヶ月以内に速やかに提出しなければなりません。

## ●重要（評価基準型、認定長期優良住宅型）

令和6年3月15日以前に交付決定がなされたもので、完了実績報告書の提出が令和6年3月15日を過ぎてしまう場合は、令和6年3月15日までに支援室に次の方法で報告してください。（報告のない場合は補助金が交付されない場合があります。）

令和6年3月15日時点で交付決定がなされていないものの取り扱いについては、別途案内します。

### <報告方法>

|         |  |
|---------|--|
| 報告の方法   | 支援室へのメール報告とします。  |
| メールアドレス | <a href="mailto:toiawase@choki-r-shien.com">toiawase@choki-r-shien.com</a>   |
| メールの件名  | 05-*****-*** 工事完了期日の変更報告   |
| 報告内容    | ・ 期日までに終了しない理由（下記A～Gより選択）<br>A) 近隣調整（工事に伴う騒音、振動、日照、工所用資材の運搬経路等）<br>B) 自己都合によらない設計変更<br>C) 建築確認その他の関係機関との協議・許認可<br>D) 工事の施工に伴い発生した状況変化（土質・地盤等）に伴う施工能力の低下<br>E) 豪雨、豪雪等の気象条件<br>F) 資材の入手難、特注品の納期延期<br>G) 火災等の事故<br>・ 変更後の工事完了の期日（年月日） |

※ 住宅毎に連絡してください。「05-\*\*\*\*\*-\*\*\*」は交付申請番号を記載します。

※ **報告方法が異なると記録に残りません**ので、必ず上記方法により報告してください。

※ 本報告時点では、変更工事請負契約書等の提出は不要です。完了実績報告時は必要となります。

### <注意>

このお知らせは、「通年申請タイプ」で申請する住宅を対象にしています。